

第 1 回市民活動サポートセンター運営委員会 会議録

平成 13 年 5 月 24 日 19:00～21:00
市民活動サポートセンター
フレキシブルスペース

1 報告事項

次第に沿って報告を行った。

2 審議事項

- ・委員長に田口委員、委員長職務代理に水谷委員を選出
- ・サポートセンター運営委託先選考のための公開プレゼンテーションには、運営委員会から水谷委員と新井委員が選考委員として加わることにした。
- ・その他は提案どおり承認された。

3 その他

- ・次回運営委員会は、8 月 9 日(木)。
- ・久里浜市民活動サポートセンターを 7 月に開設予定。

[意見概要]

パソコンルームの利用について

(今城委員)

- ・シニアネット横須賀としてもパソコンルームで固定の講座を行いたいと考えている。

(江口委員)

- ・対象は市民公益活動団体となっているが、空きがあれば、生涯学習の団体にも対象を広げてほしい。

(今城委員)

- ・空いているならば、対象を広げて良いのではないか。

(事務局)

- ・仕切られた部屋を使用できる点で、踏み込んだ支援である。外国人に日本語を教えるグループから日本語講座の会場としてサポートセンターを使いたいとの要望が強いが、活動の場ではないということでお断りしている。また、生涯学習の団体は通常、予約利用ができないことになっている。そういった制限とのバランスを考慮し、対象を市民公益活動団体とした。

(松尾委員)

- ・14,000 人を対象にした IT 講習は、競争率が高く、なかなか受講できない状況である。当面は市民公益活動団体を対象として、様子を見てはどうか。

(道畑委員)

- ・昨日の FM ブルー湘南で 6 月の講座に空きがあるとの話があった。今空きがあるなら、7、8 月には、もっと空きが出てくるのではないか。

(新井委員)

- ・情報ボランティアを紹介する情報化支援は6月からなので、まだ知られていない。これからである。

(岡本委員)

- ・サポートセンターでは「市民公益活動団体を優先」としているのだから、同様に、予約時期に差をつけるなりして優先とし、対象を広げてはどうか。

(田口委員)

- ・産業交流プラザでは有料でパソコン講座を行っている。サポートセンターは、市民公益活動を支援する施設であり、対象を広げると、単にパソコンを習いたいという人がどんどん入ってくる可能性があり、本来の趣旨が崩れる恐れがある。当面は、サポートセンターの趣旨にかなうよう、市民公益活動団体に限定して実施すべきではないか。

(飯島委員)

- ・IT化は長期的に考える問題である。サポートセンターでの支援については、趣味的な団体は切り離す必要がある。公益的な活動団体を対象にやってみて、利用状況を見て今後のあり方を検討してはどうか。

(田口委員)

- ・当面は、市民公益活動団体に限定して行うということでは了承したい。

(飯島委員)

- ・余剰金が出た場合、「のたろん基金」へ繰り入れとあるが、「のたろん基金」の説明が必要である。

(事務局)

- ・以前、ある利用者から、利用者のためにと、文具、用紙の提供があり、運営委員会名で利用者に実費で用紙を提供することについて、運営委員会です承を得た。その売上等を管理しているのが「のたろん基金」であり、利用者向けの消耗品等を追加購入している。

サポートセンターの運営委託について

(遠藤委員)

- ・運営委託後、円滑な運営が行えるよう、1人ぐらひは今の職員を置くようにしてはどうか。

(事務局)

- ・委託を受ける団体の考えを尊重するため、「2人以上の現スタッフを採用すること」などという条件は付けなかった。実際には、「委託を受けたら、今のスタッフから何人か採用したい」という団体が多く、何人かが残る可能性は高いと思う。

(今城委員)

- ・来年度は再度、委託団体を公募するのか。

(事務局)

- ・問題がなければ、決定した団体に3年間は随意契約したいと考えている。

(飯島委員)

- ・運営委員会で議論された内容をNPOがどう運営に反映させていくのか。経費を伴うような結論が出た場合はどう対応するか。

(今城委員)

- ・運営委員会での議決事項は命令なのか参考なのかということである。

(事務局)

- ・NPOは、運営委員会に出席し、議論の中で結論を出すことになる。NPOは、運営委員会で議論された内容に沿った運営をすることになる。備品等は、今まで通り、市が予算を取って購入する。
- ・清掃委託などとは違い、市の指示通りに動くのではなく、市の対等なパートナーとして、意見交換しながら、サポートセンターの運営にあたることになる。

(田口委員)

- ・NPOが事務局に加わり、一緒にやっていくということである。

(新井委員)

- ・現実的には、所有者である市が決定していくことになるだろう。

(水谷委員)

- ・こういった形でも、いかに使いやすい施設にしていくかが重要である。

(事務局)

- ・与えられた予算内で対応できるものは、必要に応じて、改善していくことになる。経費のかかることは、市で判断し、必要があれば予算を取ってということになる。
- ・市が委託すると踏み切ったのは、ここでも話し合われてきたように、今以上の運営、企画ができると考えたからである。心配すればきりが無い。当初の議論を思い出してほしい。

(田口委員)

- ・運営委員会がスタートする時点で、市民活動は、市民支援が望ましく、平成13年度にNPOに運営を委託するという話が出ていた。今までの順調な運営ができているので、NPOに委託するのは不安があるかもしれないが、新しいサービスの形が出てくることが期待できる。前向きに考えたい。

(遠藤委員)

- ・NPOに運営を移行した時、公益性の判断はだれが行うのか。

(事務局)

- ・市とNPOで行い、運営委員会です承をいただくことになる。

(遠藤委員)

- ・公益性の判断が難しい場合があるとのことなので、フォーマットを作って活動予定を提出してもらい、公開してはどうか。それにより開かれた活動になり、公益的な活動をする動機づけにもなる。

(事務局)

- ・フォーマットとしてはデータベース登録票がある。現在、優先利用をするために、データベース登録と活動がわかる資料の提出をお願いしているが、それだけでも「大変だ」という声もあり、別にフォーマットを作ると、利用団体にさらに負担をかけることになる。

(田口委員)

- ・あまり管理的、義務的になるべきではない。希望する団体は、情報コーナーの書架に会報を置けるようになっている。行政が提出を求めると行政による検閲と受け取る団

体もある。

(江口委員)

- ・公益団体でなくても通常の利用はできる。予約ができないだけで、大した差はない。

(庄司委員)

- ・募集要項配布先に「市外 NPO 法人 2」とあるが、サポートセンターの運営を市外の団体に任せるのはどうなのか。

(事務局)

- ・市内に事務所があることが条件なので、市外の NPO 法人でも、応募の時は、市内に住所を置くこととなる。

市民公益活動団体について

(飯島委員)

- ・リストの「公益性の活動内容」を、「活動内容」とした方が良い。

(新井委員)

- ・財団法人や社団法人などの大きな団体も「公益性あり」となっているが、どうか。

(田口委員)

- ・財団法人は、利益を目的とせず、収益を役員に分配しない公益法人の 1 つである。

(事務局)

- ・財団法人だから、社団法人だから、ということではなく、その団体の活動によって判断している。市内の NPO 法人については、情報があるので、資料提出がなくても公益団体としている。

久里浜市民活動サポートセンターについて

(事務局)

- ・7 月中に、京急久里浜駅のウィング久里浜 6 階に、市民サービスセンターに併設して、久里浜市民活動サポートセンターを整備する予定である。

その他

(庄司委員)

- ・市立高校の統合に伴い、NPO 法人の事務所として、空き教室を管理費程度で利用できるよう考えてほしい。